

春監公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき令和7年度財務監査（事務監査）の結果（令和8年2月25日付け春監公表第7号）に関し措置を講じた旨の通知があったため、同項並びに春日市監査基準（令和2年3月監査委員告示第2号）第24条第2項及び同条第4項において準用する第23条第3項の規定により当該措置の内容を公表する。

令和8年4月13日

春日市監査委員 松 尾 英 二
同 原 克 巳

令和7年度財務監査（事務監査）措置状況報告【地域共生部】

1 高齢課（高齢者支援担当）

監査の結果	措置の内容
<p>春日市まごころ訪問事業サポーター養成講座事業について、業務委託仕様書に定める実施報告書、業務責任者及び業務従事者に係る通知書が受注者から提出されていませんでした。業務委託仕様書に明示した提出書類は確実に徴取し、適切に検査を行ってください。</p>	<p>今後は仕様書に基づく提出書類を整理し、委託事業完了時に提出状況を確認するなど事務処理の徹底を図ります。また、委託先に対しても提出書類について改めて周知し、適切な書類管理に努めます。</p>